

フランスにおける最近の新型コロナウイルス対策

2022年7月

廣岡 裕児*

1. 感染状況

7月24日現在の直近7日間の新規感染者は503,724人で1日平均にすると71,960人である。前回報告時の6月19日は323,277人であったが、その後増え続け、7月4日～10日の週に913,710人(1日平均130,531人)で頂点に達し、減少に転じた。

各県ごとにだされ、規制の基準になっている罹患率(10万人あたりの直近7日間の新規感染者)も742で、前週よりも34%減少している。いずれの年齢層でも減少している。地域別にみると、本土では減少しているが、ガルドループ、レユニオン、マイヨットといった海外県では増加あるいは横ばいとなっている。これらの地域でワクチン接種が遅れているのが原因とみられる。

新規入院者数は7,467人(1日平均1,067人)、ICU入院者は758人(1日平均108人)である。死者は641人(1日平均92人)であった。

変異株の種類は7月4日～10日の週の報告で99.9%がオミクロン株でBA.5派生型が全体の58%となっている。¹

2. ワクチン接種

ブースター接種の2回目(合計4回目)は、いままで60歳以上の人および年齢にかかわらず免疫不全の人とリスクの高い人に限られていたが、7月20日に接種対象を以下に拡大した。これで、約500万人追加となる。

- ・18～59歳で併存疾患のある者(ダウン症、重度の障害、移植または腎不全、肥満、癌、呼吸不全、精神障害、脳卒中病歴者など)
- ・妊娠中の女性
- ・脆弱な人の周囲で生活している、または定期的に接触がある者

3. Covid19対策で創設された例外的体制終了法

衛生緊急事態出口暫定措置法は予定通り、7月31日で失効する。そこで、政府は「Covid19対策の警戒と衛生安全保障措置の暫定的維持」法案を提出した。国会審議での大幅な修正の後「Covid19対策で創設された例外的体制終了法」として成立した。

同法は、次の4条からなる。

第1条 Si-DEPとContact Covidの情報処理は2023年1月31日まで維持される。

第2条 2022年8月1日から2023年1月31日まで衛生上重要な脅威となる新しい変異株の出現の場合、保健担当大臣と管轄科学機関の意見にもとづいて、首相は政令により、12歳以上のそれらの流行がおきている国や海外県からの来訪者に検査陰性証明の提示を義務付けることができる。また海外県で流行が起きているとき、そこに向かう者に検査陰性証明の提示を義務付けることができる。適用にあたっては対象となる公共団体の長と事前に協議する。公共団体の長は措置の停止を求めることができる。

第2bis条 予防接種をしていない医療従事者の停職処分を、高等保健機構²が確認した感染状況や医学的知見にもとづいて、政令によって解除することができる。

第3条 本法施行から3ヶ月後に政府は実施状況と緊急事態の例外措置をとらない範囲で必要に応じた対策提案の報告をおこなう。

Si-DEPとは全国国民検査情報システム³(Système d'information national de dépistage populationnel)のことで、Covid-19検査の結果を一元化し、患者と濃厚接触者を識別、指示、サポートする情報システム。Contact Covidは日本のCocoaに似たシステムで、

* 公益財団法人都市化研究公室特別研究員

¹ COVID-19 : point épidémiologique, Santé publique France, N.126 2022年7月28日

² La Haute Autorité de santé

³ Le Système d'information national de dépistage populationnel

「Tous anti Covid」というアプリになっている。

当初は、第1条、第2条だけの法案であった。6月の総選挙で、日本の衆議院にあたる国民議会で大統領与党が過半数をとれなかった。新しい国会で初めて提出された法案であり、野党が一致して、第2条を削除し、第3条を追加した。第2院の元老院でも大統領与党は過半数がないが、第2条は復活し、第2bis条が追加されたほか全体的に細かい修正がおこわれ、法案名も変更された。フランスでは両院で同じ文言で可決しなければならないため両院協議会が開かれ、合意に達し、両院ともに第2読会で可決された。

4. マスクとワクチン未接種の医療関係者の停職に関する議論

第7波が到来しているにもかかわらず、公共交通でのマスク使用まで廃止したのは行き過ぎであるという批判がでていた。7月11日からニース市では、条例で公共交通のマスクを義務化しようとした。しかし、8日、行政裁判所で却下された。その理由は、必要性は認めるものの、ニース市長が提出した地域の感染率や汚水の感染レベルはこの義務を正当化するものではなく、バランスが取れていない過剰な措置であるというものである。

医療関係者（職員も含む）にはワクチン接種義務があり、違反している場合停職となる。現在事務や技術関係も含む医療関係者の0.53%、12,000人が停職となっている。以前から、これについての見直しの要求がでており、それを背景に元老院で第2bis条が追加修正された。

ただし、フランス高等保健機構は、現状において、ワクチン未接種者の職場復帰は認めるべきではないという結論をだしており、政府も処分を変更していない。

5. 感染体験

私自身、新型コロナに感染した。

7月3日朝、目が覚めると倦怠感があつた。6月30日にロンドン経由で日本から帰ったばかりで、過労かと思ひ、まだ時差ボケもあり、そのまま寝床にいた。私は風邪に罹るとすぐ気管支に入り、咳が出る。それとまったく同じであつた。とくに寒気などはなかつた。食欲もいつも通りあつた。少々熱っぽかつたので測つたところ37度2分であつた。日本から持ってき

た市販の葛根湯の顆粒とフランスの頭痛解熱剤（パラセタモール）を服用した。

7月4日、朝、熱はなく空咳と疲れがあつただけで、まったく通常の風邪であると思つた。しかし、念のため、近くの薬局で抗原検査をした。すると、新型コロナ陽性であつた。

「7日間隔離生活をする」「かかりつけ医に連絡する」「疾病保険から連絡があるので、濃厚接触者を教える」の3点を薬剤師から言われた。

隔離については、正確には次の通りである。

- ・ワクチンを完全にしている場合（私の場合は3回接種）または12歳未満は7日間。発症から5日一杯たつた後に、抗原検査またはPCR検査が陰性で48時間症状がない場合には隔離を止めることはできる。
- ・ワクチン未接種又は完全に行っていない場合はこの期間が10日間と7日になる。

現在、私はふだんフランスの地方都市に住んでいる。妻はそちらにあり、パリの部屋は一人であつた。それで、そのまま一人で隔離生活をすることにした。

検査結果はすぐにでた。そのあと、パンや缶詰、冷凍食品、果物などスーパーや店で買い物をしてもらった。

かかりつけ医に電話すると、秘書が出て、「診察を受ける必要も何らかの手続きもする必要はない、呼吸困難など異常があつたら連絡してくればいい」とのことであつた。疾病保険のサイトを見ると、65歳以上で高血圧などの人は発症から5日以内にPaxlovidを処方する、とあるが、とくに何も言われなかつた。

ベッドで横になって休養をつづけたが、ネットで調べると前に日本で風邪をひいたときにもらつた去痰剤を患者につかっているという記載があつたので服用した。あと、軽い頭痛があつたので頭痛解熱剤（パラセタモール）も飲んだ。

疾病保険からの連絡はなかつた。

それ以降、悪化することはなく、7月6日からは起きて普通に生活した。鼻汁、咳の残りなどいつもの風邪の症状の推移と同じであつた。

11日に通常の医学検査を行う検査所でPCR検査を行った。はじめに薬局でおこなった抗原検査もこの検査も、フランスの疾病保険に入っていてワクチン接種を完全におこなっていれば無料である。

結果はメールで送られ、検査のときに与えられたパスワードで開く。陽性であった。ただし「ウイルス排泄が弱いあるいは、非常に弱い。この様子は感染の初期又は終わりに遭遇する」との注意書があった。

こんどは、疾病保険からメールとショートメッセージで濃厚接触者申告の連絡があった。必要事項を書き込んで送信したら、それで終わりである。電話など先方の係員からの連絡はなかった。

検査結果のすぐあと Si-DEP からメールがあった。これも自動で作成されるものようだ。日本へ行く前の検査で陰性だった時も来たので、PCR検査をすると必ず来るものようだ。陽性であることと、最初に薬局で言われたのと同じ注意書があり、「検査証明」(Certificat de Test) が添付されていた。これは、EUレベルの欧州の「ワクチン接種証明」と同じ様式(QRコードもついている)で、検査10日後から「回復証明書」としてワクチン接種証明と同じ効力を持つ。検査日は、PCR検査をした7月11日になっていた。QRコードで「Tous anti Covid」に登録したところ7月22日から「回復証明」というタイトルがついた。

私はたまたま行っただが、隔離期間の終了時の検査は義務ではない。それ以降検査はせず、そのまま普通の生活に戻った。

(以上)